

東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第2期)

(平成26年度～平成28年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生
～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

平成28年3月改訂
宮 城 県

目 次

第1章 はじめに	1 頁
1 策定の趣旨	1 頁
2 計画の期間	3 頁
3 中間評価の結果と計画の構成	4 頁
4 計画の改訂	5 頁
第2章 施策体系	6 頁
第3章 実施計画	7 頁
第1 放射線・放射能の監視・測定	7 頁
1 空間放射線量のモニタリング	8 頁
2 放射性物質のモニタリング	11 頁
第2 健康不安への配慮	26 頁
第3 汚染・被害の拡大防止	28 頁
A 放射性物質汚染の拡大防止	28 頁
1 空間放射線量の低減化	28 頁
2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止	29 頁
B 経済的被害の拡大防止	34 頁
1 金融・経営支援	34 頁
2 技術支援	42 頁
3 情報発信等	49 頁
第4 放射線量低減化対策	56 頁
1 推進体制の整備	56 頁
2 市町村が行う除染への支援	57 頁
3 県有施設等の除染	59 頁
第5 汚染物・廃棄物の処理	60 頁
第6 損害への対応	62 頁
第7 正しい知識の普及・啓発	64 頁

※この実施計画で、読み替えは次のとおりです。

「原発事故」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故」
「県民会議」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」
「基本方針」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」
「東京電力」	⇒	「東京電力株式会社」

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

宮城県は、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に掲げ、平成24年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を策定しました。

基本方針では、次の3つの基本的視点に立って、7項目の個別取組の相互連携を図りながら総合的な取組を行うこととしています。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味します。なお、本文中、「ミリシーベルト」は「mSv」と表記しています。

【3つの基本的視点】

基本的視点1：不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～

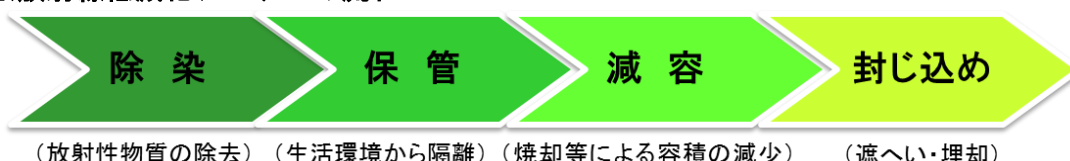
監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。

また、住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

基本的視点2：徹底した放射線低減化システムの構築～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

県内に広く拡散した放射性物質の除染を徹底し、適正に仮置き・保管を経て減容した上で、安全に処理する放射線低減化システムを構築し、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ



また、5年以内の目標達成を目指すこととし、汚染状況重点調査地域を中心に、市町村と一体となって除染を推進します。

なお、汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

基本的視点3：県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養～確かな情報・確かな知識～

県の誰もが初めて経験する未曾有の放射性物質汚染に対し、現状を冷静に判断し的確に行動するための科学的知見を県民一人一人が涵養し、正確に理解できるよう、放射線・放射能に関する知識などの情報について、セミナー開催や出前講座を拡充するなど、あらゆる機会を通じて、正確にわかりやすく提供し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

県では、この基本方針に掲げた目標を平成28年度までに実現するため、平成24年3月19日に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を策定し、具体的な事業の実施に取り組んできました。

この実施計画の第1期は平成25年度で終了したことから、これまでの取組を評価し、さらに「みやぎ県民会議」構成団体の意見等も伺いながら、平成28年度までの3年間の取組等を「実施計画（第2期）」として取りまとめました。

東日本大震災の発生から5年が経過しましたが、この間、生活空間の放射線量率や食品中の放射性物質濃度を測定し、結果を速やかに公表して県民の安全・安心を確保する体制が整

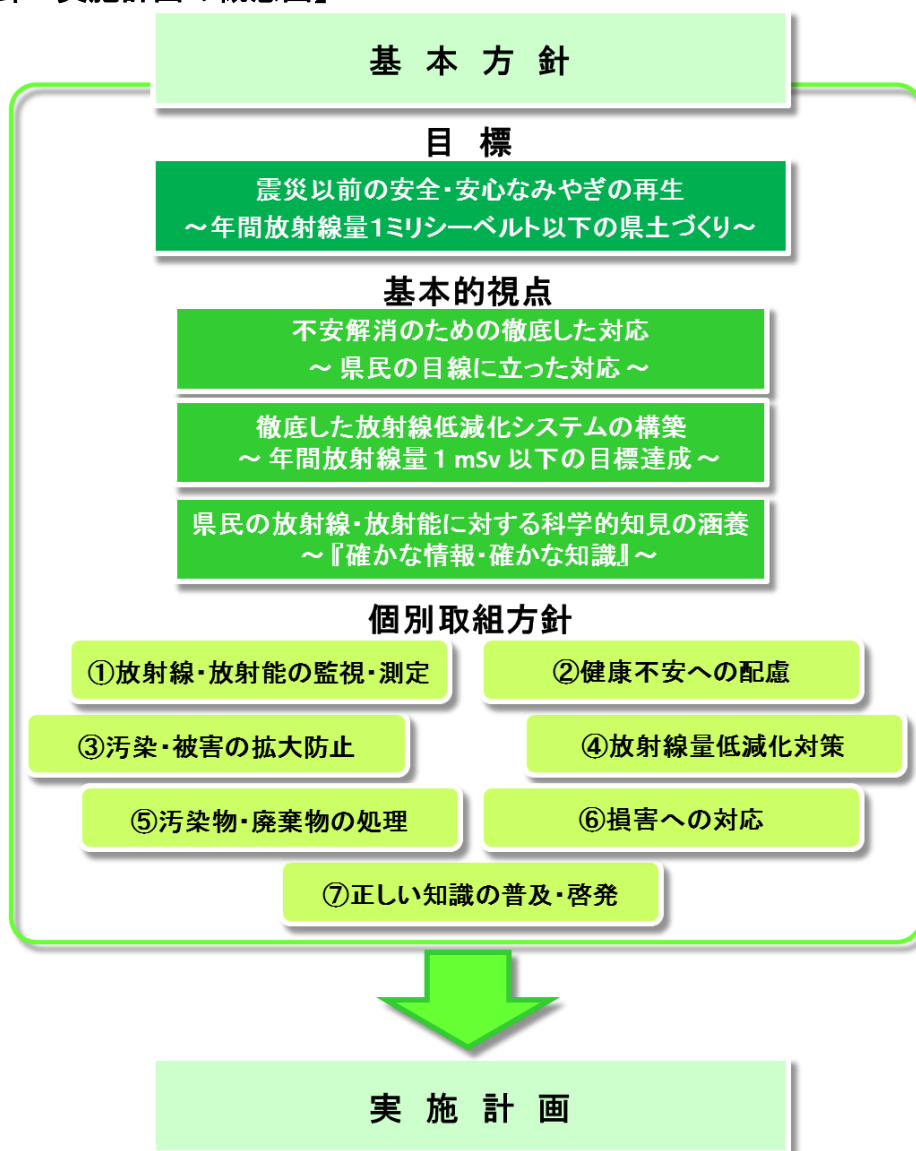
第1章

うとともに、汚染状況重点調査地域における除染等によって子どもの主要な生活空間である学校や幼稚園・保育園等の放射線量率の低減が図られたほか、平成25年1月に国の原子力損害賠償紛争審査会が本県を農林水産業の風評被害の賠償対象地域とする中間指針第三次追補を策定したことから、風評被害で苦しむ県内の生産者・事業者の損害賠償に一定の道筋が付けられたところです。

しかしながら、原発事故対策については、国が前面に出てくることになったものの、原発事故の現場では今なお、東京電力による汚染水の処理や廃炉に向けた対策が続いており、依然として収束の見通しは不透明な状況となっているため、県としては、国及び東京電力の各種対策の実施状況等を注視し、実効性ある対策が確実に実施にされるよう求めていくとともに、引き続き、放射線・放射能の監視測定や県産農林水産物等の風評被害の克服に向けた取組など被害対策の継続実施に万全を期し、目標達成に向けて邁進していくこととします。

県では、平成23年9月に市町村や事業者・消費者等の団体、有識者等と共に設立した県民会議と連携しながら、県民の皆様と力を合わせ、今後とも安全・安心なみやぎを再生するための取組を積極的に推進します。

【基本方針・実施計画の概念図】



【目標範囲・期間の考え方】

○目標[年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり]と[5年以内の目標達成を目指す]の考え方

1 目標範囲…1ミリシーベルトを目指す範囲

5年以内に目標を達成する範囲は、原則として、学校などの公共施設や道路、住宅、農地、生活圏隣接の森林などの生活環境とし、それ以外の対象については、放射線量測定の結果等を踏まえ、これらの除染が終了した後の対応を検討する。

2 目標期間…「5年以内」の始期

放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき閣議決定された「基本方針」において、一般公衆の追加被ばく線量を減少させるため、平成23年8月末を始期とした期間を設定し達成目標を定めたことから、当該特措法との整合を図り、本計画の始期も平成23年8月末とする。

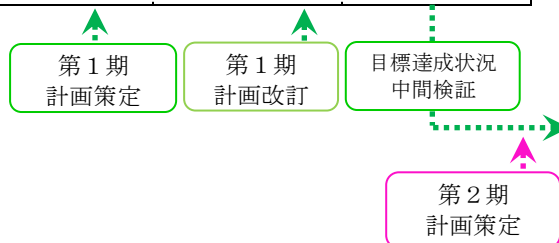
2 計画の期間

計画策定時には、原発事故の被害の全容がまだ明らかになっておらず、汚染の状況も変化しており、その収束を見通すことは困難だったことから、計画の期間については、平成23年度から25年度までの3か年を第1期としました。今回は、平成26年度から28年度を第2期とし、現時点で実施を予定している事業や取組を取りまとめています。

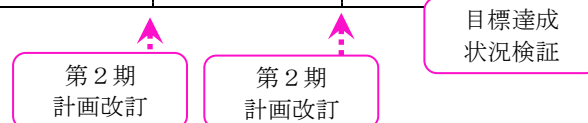
今後も、被害状況の変化や国の対応方針の改定などが予想されますので、第2期計画期間中においても、適時適切に計画の見直しを図っていきます。

【計画見直し等のスケジュール】

第1期：平成23～25年度



第2期：平成26～28年度



3 中間評価の結果と計画の構成

第2期の実施計画を策定するに当たり、平成25年8月に実施計画の中間評価（第1期計画に記載した139事業の評価）を実施したところ、概ね妥当という結果となりました。このため、第2期計画では、第1期計画と同様に、基本方針で掲げた次の7つの個別取組を継続することとし、平成26年度より3か年で実施する予定の事業をとりまとめています。

【7つの個別取組】

第1「放射線・放射能の監視・測定」

第2「健康不安への配慮」

第3「汚染・被害の拡大防止」

第4「放射線量低減化対策」

第5「汚染物・廃棄物の処理」

第6「損害への対応」

第7「正しい知識の普及・啓発」

各個別取組ごとに、「個別取組方針」として取組の方向を示すとともに、該当する具体的な事業と取組について、事業名又は取組名、事業又は取組の概要、事業又は取組の内容、事業主体、担当課室、実施年度を記載しています。

【凡例】

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	① <u>放射線・放射能広報事業（放射線・放射能測定計画の策定）</u> 《放射線・放射能測定計画の策定》 ② ③ 事故由来の放射線・放射能に係る測定を体系的に示しながら、計画的に実施し、その結果を県民に速やかに公表することを目的にとりまとめた「宮城県放射線・放射能測定実施計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定する。 ○予定：平成28年4月改定 ○内容：個別の取組方針、具体的な測定計画、測定結果に関する情報の発信	④ 県	⑤ 原子力安全対策課		⑥		

① 事業名又は取組名：事業又は取組の名称です。予算措置を伴わない取組も記載しています。

② 事業又は取組の概要：事業又は取組の概要を簡潔に記載しています。

③ 事業又は取組の内容：事業又は取組の具体的内容を記載しています。

④ 事業主体：事業主体を、「国」、「県」、「市町村」、「その他」の別に記載しています。

⑤ 担当課室：宮城県庁の担当部署を記載しています。

⑥ 実施年度：事業又は取組の実施期間を記載しています。平成29年度以降も実施予定の場合は、欄外まで矢印を記載しています。

※ 複数掲載がある事業・取組は、2回目以降、事業名又は取組名の隣に【再掲】と付しています。

4 計画の改訂

実施計画（第 2 期）策定以降も、県では本計画に基づき、これまでに構築してきた環境放射線・放射能の全県的なモニタリング体制及び生産・流通・消費の各段階における食品のモニタリング体制により、きめ細かな測定を継続するとともに、汚染状況重点調査地域の指定を受けている 8 市町が実施する除染対策への支援を行っています。

また、風評被害に対しては、早期の損害賠償の実現に向けた取組はもちろんのこと、県産農林水産物や県内観光地の安全性とその魅力をアピールするため、放射性物質の測定結果を含む情報発信や広報活動にも努めてきたところです。

今後も、こうした事業・取組について、被害の実情や県民のニーズ、国の制度拡充等の状況を踏まえて、適宜適切に見直しを行いながら、原発事故被害対策を引き続き総合的に推進していくこととしており、今回、平成 28 年度当初予算の編成を踏まえ、本計画の改訂版を策定しました。

第2章 施策体系

個別取組方針	主な事業・取組
第1 放射線・放射能の監視・測定 1 空間放射線量のモニタリング 2 放射性物質のモニタリング	>放射線・放射能測定計画の策定【放射線・放射能の計画的・体系的な測定を実施するための測定計画の策定】 >モニタリングポストによる常時測定【24 時間連続測定し自動でデータを送信するモニタリングポストによる常時監視】 >県産農林水産物放射性物質対策事業【県産農林水産物の出荷・流通前放射性物質検査】 >肉用牛出荷円滑化推進事業【県産牛の安心・安全な確保のための肉用牛全頭の放射性物質検査】
第2 健康不安への配慮	>放射線健康対策事業【国が行う健康不安対策やリスクコミュニケーションに係る事業への協力、一般健診やがん検診の受診勧奨、がん登録の整備推進等】 >放射線・放射能広報事業【放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催】
第3 汚染・被害の拡大防止 - A 放射性物質汚染の拡大防止 1 空間放射線量の低減化 2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止 - B 経済的被害の拡大防止 1 金融・経営支援 2 技術支援 3 情報発信等	>除染対策支援事業【市町村と一体となった除染の推進】 ※第4 放射線量低減化対策を参照 >食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策【速やかな出荷自粛等の要請、出荷制限指示等の徹底】 >水産都市活力強化対策支援事業【マーケティング調査、生産者による販売の支援等】 >農産物放射能対策事業【放射性物質吸引要因解析調査】 >みやぎ肉用牛イメージアップ事業【県産肉用牛等のPR】 >「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業【県産農林水産物等の信頼回復と消費拡大のために実施する、県産農林水産物等のPR】 >みやぎ復興ツーリズム推進事業【被災地訪問と観光を組み合わせた「復興ツーリズム」の促進】
第4 放射線量低減化対策 1 推進体制の整備 2 市町村が行う除染への支援 3 県有施設等の除染	>除染対策支援事業【除染アドバイザーによる技術的助言】 >除染対策支援事業【除染支援チームの派遣、除染対策連絡調整会議の運営】 >除染対策支援事業【県有施設等の除染事業】
第5 汚染物・廃棄物の処理	>放射性物質汚染廃棄物処理促進事業【放射性物質で汚染された廃棄物の、国、市町村等と一体となった適切な処理の促進】
第6 損害への対応	>民間事業者等に対する損害賠償請求支援【研修会、個別相談会等の開催等】
第7 正しい知識の普及・啓発	>放射線・放射能広報事業【放射能情報サイトみやぎの運営、みやぎ出前講座の運営、放射能に関するパンフレットの作成等】

第3章 実施計画

第1 放射線・放射能の監視・測定

- ◆ 目に見えない放射線・放射能に対して、県民の不安を払拭し、必要な対策を講ずるためには、それらの定期的なモニタリングと結果の公表が重要であることから、放射線・放射能の監視・測定を計画的かつ体系的に実施し、公表します。
- ◆ なお、国における規制値等の見直しに基づき、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、県内・他県の測定結果を踏まえ、測定対象等を拡充します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	H26年度	H27年度	H28年度
1	放射線・放射能広報事業（放射線・放射能測定計画の策定） 《放射線・放射能測定計画の策定》 事故由来の放射線・放射能に係る測定を体系的に示しながら、計画的に実施し、その結果を県民に速やかに公表することを目的にとりまとめた「宮城県放射線・放射能測定実施計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定する。 ○予定：平成28年4月改定 ○内容：個別の取組方針，具体的な測定計画，測定結果に関する情報の発信	県	原子力安全対策課				

【「測定実施計画」に係る測定の体系】

放射線量の測定	一般環境	モニタリングポストによる常時監視など
	学校・幼稚園等	学校・園庭など
	県民が利用する施設等	県立公園，スキー場など
	産業活動に伴う環境や物	工業製品，港湾区域内など
放射性物質濃度の検査	食べ物・飲み物	水道水，農林水産物など
	食べ物を育む環境	牧草，稲わら，農地土壌など
	土壌・空気・水環境等	土壌，降下物など
	県民が利用する施設等	学校の屋外プール水など
	産業活動に伴う環境や物	下水汚泥，工業用水など

1 空間放射線量のモニタリング

個別取組方針

- ◆ 県内全域の空間放射線量率の推移変化を、常時把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するために、県内全市町村へモニタリングポスト（連続測定器）を配備し正確なデータを迅速に提供します。
- ◆ 学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等や敷地内の空間放射線量率を市町村の協力などにより状況を確認します。主な県立公園の屋外施設等における測定も必要に応じて実施します。
- ◆ 県内の港湾における空間放射線量率を引き続き測定します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	環境放射能水準調査事業（モニタリングポストによる常時監視） 《モニタリングポストによる常時監視》 県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務である環境放射能水準調査により設置しているモニタリングポスト及び原子力規制委員会が自ら設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を24時間連続測定し、常時監視を行う。 ○測定箇所：県内40箇所（県3箇所、原子力規制委員会37箇所） ○測定頻度：10分毎のデータ ○測定機器：モニタリングポスト	国 県	原子力 安全対 策課				
2	放射線・放射能広報事業（携帯型放射線測定器等による随時測定） 《携帯型放射線測定器等による随時測定》 地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するため、市町村に放射線測定器を貸与し、市町村において測定を実施する。 ○測定対象：市町村において必要に応じて実施 ○測定頻度：随時 ○測定機器：放射線測定器（NaIシンチレーションサーベイメータ、CsI簡易型放射線測定器） ○測定箇所：市町村において必要に応じて実施	県 市町村	原子力 安全対 策課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
3	<u>放射線・放射能広報事業（航空機モニタリング）</u> 《航空機モニタリング》 原子力規制委員会が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。 ○測定対象：県内全域 ○測定頻度：年1回程度（H27年度実績） ○測定機器：大型放射線検出器	国	原子力安全対策課				
4	<u>放射線・放射能広報事業（自動車による走行サーベイ）</u> 《自動車による走行サーベイ》 原子力規制委員会が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイ（車両に測定器を搭載し、走行しながら連続的に空間放射線量率を測定し道路上の線量の分布を把握）について、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。 ○測定対象：県内の道路 ○測定頻度：年2回程度（H27年度実績） ○測定機器：KURAMA-II ○測定箇所：希望する市町村の区域	国	原子力安全対策課				
5	<u>放射線・放射能広報事業（学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定）</u> 《校庭、園庭等における測定》 これまでの測定の結果、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の学校や幼稚園、保育所等の数はゼロとなったが、県民の不安が払拭されていないことから、幼児、児童及び生徒の安全性を確認するため、市町村の定期測定結果等を活用しながら、学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線量率の状況を確認する。 ○測定対象：校庭、園庭等の空間放射線量率 ○測定頻度：市町村の定期測定結果等を活用しながら、年1回 ○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ、簡易型放射線測定器など ○測定箇所：市町村内の学校、幼稚園、保育所等	県 市町村	原子力安全対策課 スポーツ健康課 ほか				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
6	放射線・放射能広報事業（スキー場の放射線量率の測定） 《スキー場における測定》 スキー場が所在する各市町の協力を得て、スキー客の不安を払拭するため、スキー場における空間放射線量率の測定を行う。 ○測定対象：県内各スキー場における空間放射線量率 ○測定頻度：年1回 ○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ ○測定箇所：市町村が必要と判断するスキー場について実施	県 市町村	原子力 安全対 策課				
7	港湾利用促進事業（港湾内空間放射線量測定事業） 《港湾における測定》 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、空間放射線量率の測定を行う。 ○測定対象：港湾内の空間放射線量率 ○測定頻度：週2回 ○測定機器：簡易型放射線測定器 ○測定箇所：仙台塩釜港仙台港区 外2か所（各1地点）	県	港湾課				
8	企業局所管施設空間放射線量測定事業 《浄水場における測定》 浄水場内で稼働している脱水機施設が、現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線量率の測定を行う。 ○測定対象：企業局所管浄水場内の空間放射線量率 ○測定頻度：月1～2回 ○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ ○測定箇所：大崎広域水道用水供給事業麓山浄水場 外2浄水場	県	水道経 営管理 室				

2 放射性物質のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物

個別取組方針

- ◆ 県内で生産される農林水産物や関連加工品、水道水の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定します。
- ◆ 国が実施する母乳等の放射性物質検査の結果等を情報提供します。
- ◆ 食用に供する主要な狩猟野生鳥獣等について、放射性物質の検査を実施します。
- ◆ 県民自らが家庭菜園等で収穫された農産物等の安全性を確認できるよう、放射性物質の測定を実施します。
- ◆ 国の原子力災害対策本部から示された検査計画等に係る考え方に基づき、必要に応じて検査計画の見直しを行うなど、適切に検査を実施します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	<u>県産農林水産物放射性物質対策事業</u> <u>《県産農林水産物の検査》</u> 原子力災害対策特別措置法第 20 条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則って放射性物質検査を実施する。 ○検査対象：県産農林水産物 ○検査頻度：22 点程度／週 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部	県	食産業振興課				

第3章第1-2-(1)

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	<u>残留放射性物質検査関係事業</u> 《農産物サンプル測定の円滑化及び精度保持》 農作物等に残留する放射性物質の検査を円滑に進めるとともに、検査機器の精度を保持するため、県内7機関において実施されるサンプル測定に伴う業務補助作業を行う。 ○放射性物質検査の円滑な実施 ・県内7機関において実施されるサンプル測定に伴う業務補助作業を行う臨時職員の雇用 ○検査機器の精度保持 ・サンプル測定に使用する放射性物質簡易検査機器（NaIシンチレーション）の年次校正作業（単独庁舎分3台が対象）	県	農業振興課				
3	<u>農産物放射能対策事業（農産物の放射性物質検査等）</u> 《農産物の検査》 農産物の安全性を確認するため、主要農産物における放射性物質濃度の測定を行う。 また、県有測定機器の校正・調整や担当職員の技術習得を図る。 ○県産農産物等の放射性物質検査 ・検査対象：野菜・果実、穀類（米、麦類、大豆、そば） ・検査頻度：随時 ・検査点数：野菜・果実 年間1,610点 穀類 年間540点 ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ・機器配置場所：県古川農業試験場、県産業技術総合センター ・検査機関：県農林水産部、外部委託 ○放射性物質検査機器の運営・精度管理 ・県が所有するゲルマニウム半導体検出器の定期点検校正 ・担当職員の専門技術習得のための研修会への派遣	県	農産園芸環境課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
4	放射性物質影響調査事業（原乳） 《原乳の検査》 原乳に対する消費者の安全・安心を確保するため、原乳における放射性物質濃度の測定を行う。 ○検査対象 原乳 ○検査回数：県内5集乳施設×2週間に1回 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部	県	畜産課				
5	肉用牛出荷円滑化推進事業 《肉用牛の全頭検査》 安全・安心な県産牛肉の流通，消費を確保するため，県内外の食肉市場へ出荷する県産牛全頭及び県内食肉市場へ出荷する廃用牛全頭の放射性物質検査を行う。 ○検査対象： 県内外の食肉市場に出荷される県産牛肉 仙台食肉市場に出荷される廃用牛(生体) ○検査頻度：出荷牛全頭 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションサーバイメータ ○機器配置場所：民間検査機関，県合同庁舎等 ○検査機関 民間機関，県農林水産部	県	畜産課				
6	水産物安全確保対策事業 《水産物の検査》 県産水産物の安全流通に資するため，水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。 ○水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査 ・検査対象：県内で水揚げされる水産物 ・検査頻度：精密検査：週50検体 簡易検査：週250検体 ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ（12台） ・機器配置場所：県水産技術総合センター，県内主要5産地魚市場他 ・検査機関：県農林水産部および魚市場開設者等 ○調査船による検体採取 出荷制限等の早期解除のための本県調査船による検査用サンプルの採取	県 その他	水産業 振興課				

第3章第1-2-(1)

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
7	特用林産物放射性物質対策事業(うち放射性物質検査体制強化事業) 《きのこ・山菜類の検査》 きのこ・山菜類の安心・安全を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。 また、県有測定機器の校正・調整や非破壊型検査機による解析実証等を行う。 ○きのこ・山菜類の検査 ・検査対象：特用林産物（きのこ・山菜類）及び各種林産物 ・検査頻度：検査計画に基づく ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ等 ・機器配置場所：県産業技術総合センター，県林業技術総合センター，各合同庁舎 ・検査機関：県農林水産部，民間機関 ○測定器の校正・調整 ・各合同庁舎に配備した空間放射線量測定器の校正・調整 ○非破壊型検査機による解析実証等	県	林業振興課				
8	放射性物質検査対策事業 《県産牛等の出荷前検査，流通段階の加工食品等の検査》 食肉処理施設に出荷する県内産牛全頭の放射性物質検査を実施するとともに，牛以外の豚等の肉についてモニタリング検査を実施し，食の安全・安心を確保する。 また，県内に流通している加工食品等の放射性物質検査を行い，検査結果を公表するとともに，基準値を超える食品の流通を防止する。 (1) 県産牛の放射性物質検査 ○検査対象：登米市米山の食肉流通公社に出荷される年間約1,320頭の県産牛全頭 ○検査頻度：随時 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，CsIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県食肉衛生検査所等 ○検査機関：県食肉衛生検査所等 (2) 県産豚等の放射性物質モニタリング検査 ○検査対象：登米市米山の食肉流通公社に出荷される県産豚，めん羊，馬の肉 ○検査頻度：随時 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，CsIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県食肉衛生検査所等 ○検査機関：県食肉衛生検査所等 (3) 県内に流通する加工食品等の検査 ○検査対象：県内に流通する牛乳，清涼飲料水（ミネラルウォーター），乳児用食品，一般食品等 ○検査頻度：週1回 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○検査機関：県保健環境センター	県	食と暮らしの安全推進課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
9	<u>市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査</u> <u>《水道水の検査》</u> 水道水の安全・安心を確保するため、水道事業体が水道水の放射性物質検査を実施した結果について公表を行う。 ○検査対象：県内の各水道事業体 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○検査機関：受託検査機関	県 市町村	食と暮らしの安全推進課				
10	<u>企業局における水道水の放射性物質検査</u> <u>《水道水の検査》</u> 安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行うとともにその結果を公表する。 ○検査対象：大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業の水道水 ○検査頻度：月1回 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○検査機関：県保健環境センター	県	水道経営管理室				
11	<u>環境放射能水準調査事業（上水（蛇口水））</u> <u>《上水（蛇口水）の放射性物質濃度の測定》</u> 水道水に含まれる放射性物質を確認するため、測定を行う。 ○測定対象：水道水 ○測定頻度：年1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県環境放射線監視センター ○測定機関：県環境放射線監視センター ○採取場所：県環境放射線監視センター	国	原子力安全対策課				
12	<u>母乳の検査結果等に関する情報提供</u> 放射線が母乳に与える影響等について、国が実施した調査の結果や国の見解等に関する情報提供を行う。 ○国の調査結果等の情報提供 母乳中の放射性物質濃度等に関する調査（平成23年6月） ・国の調査結果及び国の評価等 ・国の調査結果を踏まえた日本小児科学会、日本産婦人科学会等の見解等（調査についてのQ&A等） 国（厚生労働省）が作成するパンフレット等 ○提供方法 県ホームページ等による情報提供	国 県	子育て支援課				

第3章第1-2-(1)

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
13	野生鳥獣放射能対策事業 《食用に供する狩猟野生鳥獣の放射能検査》 県内各地で食用に供されるイノシシ、ツキノワグマの他、ニホンジカ、キジ、カルガモ等野生鳥獣の肉の放射性物質濃度検査実施と検査結果周知・公表を継続して行う。 ○検査対象：野生鳥獣（イノシシ等）の肉 ○検査頻度（平成28年度）：200検体 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○検査機関：民間検査機関	県	自然保護課				
14	放射線・放射能広報事業（放射能県民安心事業） 《県民持ち込みの農産物等の測定》 県民が持ち込んだ家庭菜園の農産物等の安全性を確認できるようにするため、県内市町村に配備した簡易型の放射能測定器等を用いて、市町村による個別の放射能測定を実施する。 ○測定対象：家庭菜園等で収穫された農産物等（流通品は除く） ○測定頻度：随時 ○測定機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ ○配置場所：各市町村 ○測定機関：各市町村	県市町村	原子力安全対策課				
15	消費生活センター機能充実事業（うち放射性物質検査等の経費に対する市町村補助金） 《市町村が行う食品等の放射性物質検査への支援》 消費者が購入、生産及び採取した食品等に対する放射性物質測定を行うため、市町村が実施する放射性物質検査等に係る経費に対し、国の交付金等を活用し造成した消費者行政活性化基金事業等により支援を行う。 ○市町村消費者行政推進・活性化事業補助金 ○事業主体：市町村 ○対象事業：放射性物質測定機器のメンテナンス及び消耗品等購入経費等 ○補助率10／10 ○主な市町村事業の内容 ・放射性物質測定機器メンテナンス ・資機材購入等検査に関する費用 ・食品等の放射性物質検査 ・消費生活相談への対応	県市町村	消費生活・文化課				

(2) 子どもの給食

個別取組方針

- ◆ 学校給食等に使用される食材や給食一食分の放射性物質の検査については、国の制度を活用した検査機器の配備やその運用方法、検査を実施する場合の様々な課題への対応などについて、市町村と連携して進めていきます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	<u>学校給食安全・安心対策事業</u> 《学校給食一食全体の事後検査及び事前のサンプル検査》 学校給食の安全安心を確保するため、下記の検査等を実施する。 (1) 学校給食モニタリング事業（給食一食全体の事後検査） 実際に提供された学校給食について、一食全体の検査を行う。 （平成28年度） ○市町及び県立学校の給食（実施校未定） ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 (2) 学校給食食材のサンプル測定（給食食材の事前検査） 学校で給食に使用する食材の事前測定を行う。 （平成28年度） ○検査機器設置機関：県内3教育事務所（仙台、東部、南三陸）及び公益法人宮城県学校給食会、仙台市保育課 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ (3) 測定機器の校正・修繕 学校給食食材のサンプル測定に使用するNaIシンチレーションスペクトロメータ8台について、必要な校正等を行う。	県 市町村 その他	スポーツ健康課				
2	<u>児童福祉施設等給食安全・安心対策事業</u> 《給食一食全体の事後検査》 児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の有無について把握するため、給食一食分全体について事後検査を実施する。 ○検査対象 児童福祉施設等が提供する給食 ○検査頻度等 随時 ○検査機器 ゲルマニウム半導体検出器 ○検査機関 検査受託機関	県	子育て支援課				

(3) 食べ物を育む環境

個別取組方針

- ◆ 食品衛生法上の基準値を超えない安全・安心な農林水産物の生産を確保するために、その生産基盤である水田や畑地土壌のほか、家畜飼料や敷料、肥料、きのこ原木等の放射性物質の検査を広域的かつ継続的に実施します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	<u>農産物放射能対策事業（水田土壌等の放射性物質検査等）</u> <u>《水田土壌等検査》</u> 安全・安心な農産物の生産を確保するため、農地土壌等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。 ○検査対象：農地土壌等 ○検査頻度：随時 ○検査点数：農地土壌等 500 点 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場 ○検査機関：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場	県	農産園芸環境課				
2	<u>放射性物質影響調査事業（粗飼料，草地土壌等）</u> <u>《粗飼料，草地土壌等の検査》</u> 畜産物への放射能の影響を低減するため，粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。 ○検査対象：粗飼料，草地土壌等 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県合同庁舎，県畜産試験場，民間機関 ○検査機関：県農林水産部，県畜産試験場，民間機関	県	畜産課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
3	特用林産物放射性物質対策事業 （うち広葉樹原木モニタリング調査事業） 《広葉樹原木の検査》 特用林産物を始めとした各種林産物の安心・安全を確保するため、広葉樹原木のモニタリング調査や検証などを行う。 ○検査対象：広葉樹原木（県内全域） ○検査頻度：放射性セシウムの半減期等を考慮し決定する。 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県林業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部（民間外部委託）	県	林業振興課				
4	特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査体制強化事業） 《ほだ木など各種林産物の検査》 ほだ木など各種林産物の安心・安全を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。 ○ほだ木などの各種林産物の検査 ・検査対象：ほだ木などの各種林産物 ・検査頻度：栽培管理計画及び検査計画に基づく ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ等 ・機器配置場所：県産業技術総合センター，県林業技術総合センター，各合同庁舎 ・検査機関：県農林水産部，民間機関	県	林業振興課				

(4) 産業活動

個別取組方針

- ◆ 県内企業が自社の製品に関する残留放射能を測定することを取引先から求められている事例が発生しているため、県内の工業製品等の放射線量率などを測定する技術支援を実施します。
- ◆ 海域への放射性物質の流出を受け、外国から県内の港湾への船舶の寄港について、安全性を周知するため、県内の港湾における海水中の放射性物質濃度を測定します。
- ◆ 工業用水の安全性を確保するとともに、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うための放射性物質の濃度を測定します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	H26年度	H27年度	H28年度
1	工業製品放射線関連風評被害対策事業 《工業製品等の放射線量率の測定等》 震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する放射線量率などの測定を求められる事例が発生しているため、県内で生産される工業製品や食品加工品等の放射線量率などを測定し、その結果を試験等成績書として発行する。 ○測定対象：宮城県内の企業が生産する工業製品や食品加工品等 ○測定頻度：企業の測定依頼の都度実施 ○測定機器 放射線量率：NaIシンチレーションサーベイメータほか 放射能濃度：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○測定機関：県産業技術総合センター	県	新産業振興課				
2	港湾利用促進事業（港湾内海水放射能測定事業） 《港における海水中の放射能測定》 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中の放射性物質濃度の測定を行う。 ○測定対象：岸壁前面の海水 ○測定頻度：2週間に1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○測定箇所：仙台塩釜港仙台港区 外2か所（各1地点）	県	港湾課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
3	港湾利用促進事業（港湾内放射能測定事業） 《コンテナ表面の放射線量率の測定》 仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行う。 ○測定対象：高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率 ○測定頻度：毎日（土・日・祝日等ターミナル閉鎖日を除く）（1日60本程度） ○測定機器：簡易型放射線測定器 ○測定箇所：仙台塩釜港仙台港区（1地点）	県	港湾課				
4	工業用水の放射性物質検査 《工業用水の放射能検査》 食品関連会社等のユーザーもあり、工業用水の安全を確認するため、放射性物質検査を行うとともに、その結果を公表する。 ○測定対象：仙塩・仙台圏・仙台北部工業用水道の工業用水 ○測定頻度：月1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○測定機関：県保健環境センター	県	水道経営管理室				
5	市町村等水道事業体における浄水発生土の放射性物質検査 《浄水発生土の放射能検査》 水道事業体が、浄水発生土の適切な保管・処分を行うため、放射性物質検査を実施した結果について公表を行う。 ○検査対象：県内の各水道事業体 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○検査機関：受託検査機関	県	食と暮らしの安全推進課				

第3章第1-2-(4)

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
6	企業局における浄水発生土の放射性物質検査 《浄水発生土の放射能検査》 放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射性物質検査を行うとともに、その結果を公表する。 ○測定対象：県企業局所管浄水場等で発生する浄水発生土 ○測定頻度：月1～2回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○測定機関：県保健環境センター ○測定箇所：大崎広域水道用水供給事業麓山浄水場 外5浄水場等	県	水道経営管理室				
7	流域下水汚泥等放射能測定事業 《下水汚泥等の放射能測定》 放射性物質濃度に応じた適正な処分を行うため、県で所管している7流域の下水終末処理場で発生する脱水汚泥、汚泥燃料化物及び汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する。 ○測定対象：流域下水処理場から排出される下水汚泥、汚泥焼却灰及び汚泥燃料化物 ○測定頻度：年2回（下水汚泥） 月1回（汚泥焼却灰） 月2回（汚泥燃料化物） ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○測定機関：民間検査機関 ○測定箇所：仙塩浄化センター 外6処理場	県	下水道課				

(5) その他

個別取組方針

- ◆ 県民，特に子どもの健康を考慮し，学校や保育所等が保有するプールの水等，県民が利用する施設の放射性物質の検査を必要に応じて行います。
- ◆ 環境中に放出された放射性物質の状況を把握するために環境省が実施する公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水のモニタリングにおいて，適切な地点の選定について，市町村等と連携して働きかけていきます。
- ◆ 自然由来と原発由来の放射性物質を判別するため，地表面に降下した放射性核種についての測定を行います。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査 《プールの水の放射性物質濃度の測定》 児童生徒及び保護者等の学校のプールの使用に対する安心を確保するため，学校のプール水のサンプル調査を実施する。 ○検査実施校： ・市町村立学校，県立学校（特別支援学校含む）の希望校 ○検査期間：6月から7月まで ○検査分析機関：県保健環境センター ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○検査実施機関：県保健環境センター ○検体の提出： ・市町村教育委員会（仙台市を除く）は，提出日時まで，所轄の教育事務所・地域事務所に提出する。 ・県立学校については，域内の教育事務所に提出する。 ・各教育事務所・地域事務所の担当者は，提出する日時までにスポーツ健康課に提出する。 ・スポーツ健康課担当者が県保健環境センターに提出する。 ○調査結果の取扱： ・結果については，分かり次第，検査実施市町村教育委員会，教育事務所・地域事務所及び県立学校に通知する。 ・宮城県ホームページ，宮城県教育委員会ホームページ等により公表予定。	県 市町村	スポー ツ健康 課				

第3章第1-2-(5)

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	<u>公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング</u> 《河川，湖沼，海域等及び地下水の放射性物質濃度の測定》 水環境における事故由来の放射性物質による汚染状況及び推移を把握するため環境省が行う水質・底質，周辺環境（土壌等）の放射性物質濃度の測定について，地点選定等に県が協力し適切なモニタリングの継続実施を推進する。 ○測定対象：県内の公共用水域等及び地下水 ○測定頻度：公共用水域 年2から10回 地下水 年1回 ○測定機関：環境省の委託機関	国 県	環境対 策課				
3	<u>海水浴場の放射性物質モニタリング</u> 《海水浴場の海水の放射能測定》 県民等海水浴場利用者への安全安心に寄与するため，開設予定の海水浴場の海水の放射性物質濃度の測定を行い，開設前に公表する。 ○測定対象：開設予定県内主要海水浴場 ○測定時期：開設前（5月頃） ○測定機関：県保健環境センター	県	環境対 策課				
4	<u>放射線・放射能広報事業（放射性物質の分布状況調査）</u> 《土壌の放射性物質濃度の測定》 原子力規制委員会が実施する放射性物質の分布状況調査について，必要な協力を実施するとともに，地表面への様々な放射性物質の沈着状況等を確認する。 ○測定対象：土壌 ○測定頻度：年2回程度（H27年度実績） ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○測定機関：原子力規制委員会の受託機関 ○測定箇所：主に福島第一原子力発電所から80km圏内	国	原子力 安全対 策課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
5	環境放射能水準調査事業（降下物） 《降下物の放射性物質濃度の測定》 地表面に降下したちりや雨水に含まれる放射性物質を確認するため、降下物の放射性核種についての測定を行う。 ○測定対象：ちり，雨水 ○測定頻度：月1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県環境放射線監視センター ○測定機関：県環境放射線監視センター ○測定箇所：県環境放射線監視センター敷地内（1地点）	国	原子力安全対策課				
6	環境放射能水準調査事業（大気浮遊じん） 《大気浮遊じんの放射性物質濃度の測定》 大気中に浮遊するちりに含まれる放射性物質を確認するため、大気浮遊じんの放射性核種についての測定を行う。 ○測定対象：大気浮遊じん ○測定頻度：年4回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県環境放射線監視センター ○測定機関：県環境放射線監視センター ○測定箇所：県環境放射線監視センター敷地内（1地点）	国	原子力安全対策課				
7	放射線・放射能広報事業（スキー場の雪の放射性物質濃度測定） 《スキー場における雪の放射性物質濃度の測定》 スキー場が所在する各市町の協力を得て、スキー場の安全性を確認するため、スキー場における雪の放射性物質濃度を測定する。 ○測定対象：県内各スキー場における雪 ○測定頻度：年1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○測定機関：県保健環境センター ○測定箇所：市町が必要と判断するスキー場について実施	県 市町村	原子力安全対策課				

第2 健康不安への配慮

個別取組方針

- ◆ 放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」の提言（「放射線に対する正しい知識の普及啓発」、「一般健診やがん検診の受診勧奨」、「喫煙、食事運動等の生活習慣等の改善による発がんリスクの低減」、「がん登録の整備推進」）を踏まえ、これらの取組により県民の方々の健康に対する不安払拭に努めます。
- ◆ 放射線等に関するセミナー・講演会の開催や出前講座の拡充等により、正しい知識の普及・啓発に努めます。また、放射線等に関する総合的な相談窓口の開設や県民からの相談を受け付ける相談会の開催等により、県民の放射線等に対する正しい理解を深め、不安の解消に努めます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	放射線健康対策事業 《県民の不安払拭のための対応》 放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」の提言を踏まえ、県民の方々の健康に対する不安払拭のため、以下の取組を引き続き推進する。 (1) 放射線に対する正しい知識の普及啓発 国が行う放射線による健康不安対策事業や安心・リスクコミュニケーション事業に協力することにより正しい知識の普及・啓発及び健康不安対策に従事する人材の育成を図る。 (2) 一般健診やがん検診の受診勧奨 (3) 喫煙、食事、運動等の生活習慣の改善による発がんリスクの低減 (4) がん登録の整備推進 ※(2)～(4)は、がん対策・健康づくり対策として別途実施。	国 県	健康推 進課 疾病・ 感染症 対策室				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	<u>放射線・放射能広報事業（放射線等に関するセミナー・相談会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用）</u> 《正確な情報の発信》 県民の不安解消のため、放射線等に関するセミナー・講習会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用等により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 ○放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ・内容：放射線・放射能に関する相談への対応 ・実施時期：平成23年3月16日から ○放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ・名称：放射能情報サイトみやぎ ・内容：放射線・放射能に関する情報を一元化して発信 ・実施時期：平成23年9月28日から ○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・内容：放射線・放射能の生活環境へ与える影響などに関する分かりやすい説明と宮城県放射線技師会による放射線・放射能に関する相談会 ○みやぎ出前講座の実施 ・内容：放射線・放射能に関する基礎知識等の説明（関係する講座への派遣も含む。） ○放射線・放射能に関するパンフレットの作成 ・内容：原子力や放射線・放射能に関する広報誌やパンフレットを作成 ○県政だよりへの記事掲載	県	原子力安全対策課				

第3 汚染・被害の拡大防止

A 放射性物質汚染の拡大防止

1 空間放射線量の低減化

個別取組方針

- ◆ 県民の日常生活における被ばく線量を可能な限り低減させるため、除染を実施する市町村に対し除染支援チームを派遣するほか、マニュアルを策定し提供するなど、市町村と一体となった除染を推進していきます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	H26年度	H27年度	H28年度
1	<u>除染対策支援事業（除染支援チームの派遣 など）</u> 《除染支援チームの派遣 など》 市町村が行う除染対策事業に対する支援、及び県有施設の除染対策を進める。 また、汚染状況重点調査地域指定市町以外の市町村に対しても、技術的な助言を行っていく。 ○除染アドバイザーの設置 ○市町村職員向け講習会の実施 ○除染支援チームの派遣 ○除染対策連絡調整会議の設置等 ※詳細は「第4 放射線量低減化対策」参照。	県	原子力安全対策課				
2	<u>放射線・放射能広報事業（環境審議会放射能対策専門委員の設置）</u> 《環境審議会放射能対策専門委員の設置》 県の放射線・放射能対策に係る技術的・専門的見地からの助言を得るため、環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、その意見を県の放射線・放射能の測定及び放射線量低減対策にかかる施策・事業に反映させる。 ※詳細は「第4 放射線量低減化対策」参照。	県	原子力安全対策課				

2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止

個別取組方針

- ◆ 農林水産物や水道水を通じた放射性物質による人体への汚染拡大を防止するため、放射性物質濃度の検査をきめ細かく継続的に実施します。
- ◆ 土壌や肥料、土壌改良資材、飼料、敷料やきこの原木等における放射性物質の検査を実施し、暫定許容値等を超過した場合は、使用自粛等要請等の対策を講じます。
- ◆ 食品衛生法上の基準値等を超える水道水や農林水産物が確認された場合には、国の指示に基づく摂取制限や出荷制限を迅速かつ徹底して実施するほか、生産者団体と協議の上、出荷自粛要請等の対策を講じます。
- ◆ 国において基準値等の見直しが行われた場合には、速やかに関係機関への周知徹底を図るとともに、見直し後の基準に従って適切に対応します。

【食品中の放射性物質に関する基準値】

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準値（平成24年4月1日から）

食品群		基準値 Bq/kg
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水、飲用茶	10
牛乳	牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料など	50
乳児用食品	乳児用調製粉乳、乳児用食品、ベビーフード、乳幼児向け飲料など	50
一般食品	上記以外の食品	100

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策 流通食品の安全を確保するため、検査の結果、食品衛生法上の基準値等を超過した場合には、出荷自粛要請等の対策を講ずる。 ○出荷自粛等の要請 ・検査の結果、基準値等を超過した場合には、速やかにその結果を公表するとともに、関係事業者等に対し出荷自粛を要請する。 ・また、国から、知事に対し、出荷制限の指示があった場合には、その指示を受け、市町村、関係事業者等に対し出荷を差し控えるよう要請する。 ○出荷自粛等の実施の確認 ・出荷自粛等を要請したときは、確実にその実施がされているかを関係事業者を確認し、常にその状況を把握しておく。	国 県	環境生活部 農林水産部 関係課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	県産農林水産物放射性物質対策事業【再掲】 《県産農林水産物の検査》 原子力災害対策特別措置法第 20 条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則って放射性物質検査を実施する。 ○検査対象：県産農林水産物 ○検査頻度：22 点程度／週 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部	県	食産業振興課				
3	農産物放射能対策事業（農産物、水田土壌等の放射性物質検査等）【再掲】 《農産物、水田土壌等の検査》 主要な農産物や農地土壌等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。 ○県産農産物等の放射性物質検査 ・検査対象：野菜・果実、穀類（米、麦類、大豆、そば） ・検査頻度：随時 ・検査点数： 野菜・果実 年間 1,610 点 穀類 年間 540 点 ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ・機器配置場所：県古川農業試験場、県産業技術総合センター ・検査機関：県農林水産部、外部委託 ○水田土壌等の放射性物質検査 ・検査対象：農地土壌等 ・検査頻度：随時 ・検査点数：農地土壌等 500 点 ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，Na I シンチレーションスペクトロメータ ・機器配置場所：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場 ・検査機関：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場 ○放射性物質検査機器の運営・精度管理 ・県が所有するゲルマニウム半導体検出器の定期点検校正 ・担当職員の専門技術習得のための研修会への派遣	県	農産園芸環境課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
4	放射性物質影響調査事業（原乳、粗飼料、草地土壌等）【再掲】 《原乳、粗飼料、草地土壌等の検査》 原乳における放射性物質検査を実施し、消費者に対して安全・安心を確保するとともに、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。 ○検査対象 原乳、粗飼料、草地土壌等 ○検査頻度 原乳－県内5集乳施設×1回/2週 粗飼料、草地土壌等－随時 ○検査機器 ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター，県合同庁舎，県畜産試験場，民間検査機関 ○検査機関：民間検査機関，県農林水産部，県畜産試験場	県	畜産課				
5	肉用牛出荷円滑化推進事業【再掲】 《肉用牛の全頭検査》 安全・安心な県産牛肉の流通，消費を確保するため，県内外の食肉市場へ出荷する県産牛全頭及び県内食肉市場へ出荷する廃用牛全頭の放射性物質検査を行う。 ○検査対象： 県内外の食肉市場に出荷される県産牛肉 仙台食肉市場に出荷される廃用牛(生体) ○検査頻度：出荷牛全頭 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションサーベイメータ ○機器配置場所：民間検査機関，県合同庁舎等 ○検査機関 民間機関，県農林水産部	県	畜産課				
6	水産物安全確保対策事業【再掲】 《水産物の検査》 県産水産物の安全流通に資するため，水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。 ○水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査 ・検査対象：県内で水揚げされる水産物 ・検査頻度：精密検査：週50検体 簡易検査：週250検体 ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ（12台） ・機器配置場所：県水産技術総合センター，県内主要5産地魚市場他 ・検査機関：県農林水産部および魚市場開設者等 ○調査船による検体採取 出荷制限等の早期解除のための本県調査船による検査用サンプルの採取	県 その他	水産業 振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
7	特用林産物放射性物質対策事業(うち放射性物質検査体制強化事業)【再掲】 《きのこ・山菜類等の特用林産物やほだ木など各種林産物》 きのこ・山菜類等の特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。 また、県有測定機器の校正・調整や非破壊型検査機による解析実証等を行う。 ○きのこ・山菜類の検査 ・検査対象：特用林産物（きのこ・山菜類）及び各種林産物 ・検査頻度：検査計画に基づく ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ等 ・機器配置場所：県農林水産部，県林業技術総合センター，各合同庁舎 ・検査機関：県農林水産部 ○測定器の校正・調整 ・各合同庁舎に配備した空間放射線量測定器の校正・調整 ○非破壊型検査機による解析実証等	県	林業振興課				
8	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査【再掲】 《水道水の検査》 水道水の安全・安心を確保するため、水道事業体が水道水の放射性物質検査を実施した結果について公表を行う。 ○検査対象：県内の各水道事業体 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○検査機関：検査受託機関	県 市町村	食と暮らしの安全推進課				
9	企業局における水道水の放射性物質検査【再掲】 《水道水の検査》 安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行うとともに、その結果を公表する。 ○検査対象：大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業の水道水 ○検査頻度：月1回 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○検査機関：県保健環境センター	県	水道経営管理室				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
10	放射性物質検査対策事業【再掲】 《県産牛等の出荷前検査，流通段階の加工食品等の検査》 食肉処理施設に出荷する県内産牛全頭の放射性物質検査を実施するとともに，牛以外の豚等の肉についてモニタリング検査を実施し，食の安全・安心を確保する。 また，県内に流通している加工食品等の放射性物質検査を行い，検査結果を公表するとともに，基準値を超える食品の流通を防止する。 （１）県産牛の放射性物質検査 ○検査対象：登米市米山の食肉流通公社に出荷される年間約1,320頭の県産牛全頭 ○検査頻度：随時 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，CsIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県食肉衛生検査所等 ○検査機関：県食肉衛生検査所等 （２）県産豚等の放射性物質モニタリング検査 ○検査対象：登米市米山の食肉流通公社に出荷される県産豚，めん羊，馬の肉 ○検査頻度：随時 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，CsIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県食肉衛生検査所等 ○検査機関：県食肉衛生検査所等 （３）県内に流通する加工食品等の検査 ○検査対象：県内に流通する牛乳，清涼飲料水（ミネラルウォーター），乳児用食品，一般食品等 ○検査頻度：週1回 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県保健環境センター ○検査機関：県保健環境センター	県	食と暮らしの安全推進課				
11	消費生活センター機能充実事業（うち放射性物質検査等の経費に対する市町村補助金）【再掲】 《市町村が行う食品等の放射性物質検査への支援》 消費者が購入，生産及び採取した食品等に対する放射性物質測定を行うため，市町村が実施する放射性物質検査等に係る経費に対し，国の交付金等を活用し造成した消費者行政活性化基金事業等により支援を行う。 ○市町村消費者行政推進・活性化事業補助金 ○事業主体：市町村 ○対象事業：放射性物質測定機器のメンテナンス及び消耗品等購入経費等 ○補助率10／10 ○主な市町村事業の内容 ・放射性物質測定機器メンテナンス ・資機材購入等検査に関する費用 ・食品等の放射性物質検査 ・消費生活相談への対応	県市町村	消費生活・文化課				

B 経済的被害の拡大防止

1 金融・経営支援

個別取組方針

- ◆ 風評被害により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実を図るとともに、事業継続に向けた総合的な金融・経営支援を講じます。
- ◆ 出荷制限やこれに伴う風評被害を受けた農林水産業については、減収や費用負担に伴う資金不足への支援として、出荷制限に係るつなぎ融資等の緊急支援対策、低利の制度資金による資金融通の円滑化等により経営継続を支援します。
- ◆ 放射性物質に汚染された農地、草地、ほだ木などの農林畜産物の生産基盤の復元等、生産活動・事業活動の再開の取組を支援します。
- ◆ 輸出関連では、海外でのPR活動のための経費の助成を行うほか、取引継続や販路開拓のための海外での商談に要する費用を支援します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	H26年度	H27年度	H28年度
1	中小企業経営安定資金等貸付金 《中小企業への金融支援》 震災により直接・間接の被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行い、経営の安定化や復旧・復興を支援する。 ○みやぎ中小企業復興特別資金 融資条件 ・融資限度額：8千万円 ・融資利率：年1.5% ・資金使途：設備資金，運転資金 ・償還期間：15年以内（うち据置3年以内） ・信用保証料：年0.50% 取扱期間 平成23年6月27日から平成29年3月31日まで ○災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠） ※新規取扱終了 融資条件 ・融資限度額：1千万円 ・融資利率：年1.0%以内 ・資金使途：運転資金 ・償還期間：10年以内（うち据置2年以内） ・信用保証料： - 罹災証明書の交付を受けた場合 年0.50% - セーフティネット保証の認定を受けた場合 年0.70% - 知事等の認定を受けた場合 年0.45～1.59% 取扱期間 平成23年4月1日から同年9月9日まで	県	商工金融課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	被災中小企業者対策資金利子補給事業 《中小企業への利子補給》 被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し利子補給を行う。 (1) 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠） ※新規取扱終了 ・対象者：罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者 ・補給額：年利 1.0%に相当する額 ・補給期間：3年間 ・補給回数：年2回（1月～6月，7月～12月） (2) みやぎ中小企業復興特別資金 ・対象者：罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者 ・補給額：年利 1.5%に相当する額 ・補給期間：3年間 ・補給回数：年2回（1月～6月，7月～12月） ※対象融資限度額：(1)，(2)合わせて 30,000 千円とする。	県	商工金融課				
3	商談会開催支援事業 《販路開拓・取引拡大等に向けた支援》 震災により販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のため、宮城県商工会議所連合会が開催する商談会等に係る経費を補助する。 ○補助対象経費 コーディネーター人件費，バイヤー招聘費，印刷製本費，広報費，借損料等 ○補助率，上限額 補助対象経費の 1 / 2，上限額 1,000 万円	県	商工金融課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
4	被災中小企業海外ビジネス支援事業 《海外取引継続・販路開拓のための支援》 震災により従来の取引が中断し、これを再開する必要がある企業及び国内外での従来の販路・棚の喪失を受けて海外において新規に販路を開拓しようとする企業に対し、そのビジネス展開の深度及び段階に応じた支援を行う。 ○被災中小企業海外ビジネス総合相談会開催 宮城県国際経済振興協会と連携し、被災企業の販路開拓等海外ビジネス展開に必要な輸出入等に係る支援制度、決済、物流、リスクマネジメント等に関する機関・事業者が一堂に会し、被災企業からの相談を受け付ける。 ・開催回数 2回 ・開催場所 仙台市内及び被災自治体（計2回） ○被災中小企業海外ビジネス支援事業補助金 被災企業に対し海外での販路開拓を行うための経費を補助する。 ・補助対象経費 次のために要する渡航費、宿泊費、通訳雇用費 ①震災で中断した従来の取引先との取引再開のための海外で行う商談 ②震災（輸入規制を含む）により国内外で販路を喪失し、これに代わる販路を海外で計画的に開拓するために必要な海外での商談、展示会への出展等 （宮城県農林水産部食産業振興課が実施する地域産品輸出促進助成事業交付金の交付を受けている事業は除く。） ・補助対象経費額 対象となる経費の1/2以内（1企業1事業年度当たり20万円を超えない額）	県	海外ビジネス支援室				
5	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業 《被災市町村に対する利子補給》 災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、原発事故に伴う出荷停止等による損害を受けた農林業者に対して、災害対策資金の円滑な融通を図る。 ○貸付対象者：①東日本大震災による被災農林業者。（農林産物、農林生産施設・機械等の被害額が一定以上で、農林業経営の維持が困難となる個人及び法人）、②出荷制限等を受けたことに伴い減収や費用負担を生じた畜産業者 ○資金使途：経営資金 ○貸付限度額：①個人150万円・特認300万円、団体等500万円、②1,000万円 ○償還期間：①5年・特認7年、②7年 ○貸付利率：1.25%以内 ○融資機関：農業協同組合、銀行等金融機関 ○補助対象者：融資機関に対し利子補給する市町村	県市町村	農林水産経営支援課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
6	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 《県産農林水産物等のPR》 東日本大震災により県産農林水産物等が大規模な被害を受け、原発事故の影響とみられる需要の落ち込みがみられたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、農林水産関係団体等が行う広報PR活動や海外バイヤー対応などの事業に係る経費を補助する。 ○補助事業対象団体：農協、漁協、加工組合・食品製造事業者団体、(公社)県物産振興協会、各種銘柄推進協議会等 ○補助の対象となる内容 (1) 商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR (2) メディアを活用したテレビCMや記事広告等によるPR (3) 海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組 (4) 県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組 ○補助率：補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限とする。	県	食産業振興課				
7	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 《県産農林水産物等のPR》 原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る。 ○「食材王国みやぎ」魅力発信事業 ○「食材王国みやぎ」魅力体感促進事業 ○「食材王国みやぎ」PR資材整備事業 ※平成24～25年度は、「宮城県産品風評対策強化事業」、26年度からは「みやぎ県産品魅力発信事業」により実施。	県	食産業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
8	<u>食産業ステージアッププロジェクト（うち復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業）</u> 《県内食品製造事業者等の販路確保支援》 東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により販路を失った中小企業者等が行う、新商品の開発及び既存商品の改良、マーケティング、販路開拓及び人材育成までの販路開拓活動を総合的に支援する。また、県内中小企業者等を支援するために団体等が行う、展示・商談会等の開催を支援する。 ○総合支援メニュー ・みやぎの食復興支援事業（地域の食材等を活用した商品づくり等）〔復興 4,200 千円〕 補助率：1/2 以内 補助限度額：1,200 千円 ・企業連携支援事業（地域の食材等を活用した複数企業の連携・共同による商品づくり等） 補助率：1/2 以内 補助限度額：3,000 千円 ○販路開拓活動支援メニュー（販売会、展示・商談会への出展支援）〔復興 18,000 千円〕 ・食品製造業者 補助率：1/2 以内 補助限度額：300 千円 ・団体等 補助率：1/2 以内 補助限度額：1,000 千円 ○展示・商談会開催支援メニュー（被災した食品製造業者を対象とした展示商談会の開催支援）〔復興 6,250 千円〕 補助率：1/2 以内 補助限度額：1,250 千円	県	食産業 振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
9	<u>食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業（うちみやぎの「食」ブランド再生支援事業）</u> 《震災で被災したブランド食材のブランド価値再生取組に対する支援》 東日本大震災により、甚大な被害を受けた県産ブランド食材のブランド価値再生に向けた取組を支援し、再生のスピードを速め、更なる付加価値と販売力の向上を図る。 ○補助事業対象団体：県漁協、全農みやぎ、その他ブランド再生取組団体等 ○対象品目：大津波や浸水により生産基盤や加工施設が失われるなど、その被害が甚大な食材 ・農産物：いちご ・水産物：かき、ぎんざけ、ほたて、のり、わかめ、ほや ○対象取組：ブランドを構成する要素のうち「情報価値」及び「周辺価値」を向上させる取組 ・ブランド化戦略の策定（研修会の開催、コンサルティング等） ・売れるものづくり（マーケティング調査、モニタリング調査等） ・販路の確保と商品アピール（シンボルロゴマーク・パッケージデザイン等の作成、レシピ作成、販売促進PR活動、ホームページ開設等） ○補助率及び補助額：補助対象経費の1/2以内かつ1,500千円を上限とする。	県	食産業振興課				
10	<u>農産物の放射性物質吸収抑制対策</u> 《農地土壌からの農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援》 農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成する。 ○東日本大震災農業生産対策交付金の活用 ・事業主体：市町村、農業協同組合等 ・事業内容：カリ質肥料等の施用、反転耕、深耕等、放射性物質の移行を低減するための対策。 ・交付額：定額	県 市町村 その他	農産園芸環境課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
11	草地土壌放射性物質低減対策事業 《牧草の放射性物質低減化対策に対する支援》 暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため草地の除染作業等を実施するための支援を行う。 ○対象組織：市町村・農業協同組合等 ○対象経費：草地の反転耕等に要する経費等 ○交付額：定額	県 その他	畜産課				
12	みやぎの肉用牛イメージアップ事業 《県産肉用牛等のPR》 原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。 ○県産牛肉消費拡大事業 ・観光地とホテル旅館等をタイアップした県産牛肉キャンペーン等の実施 ・首都圏の県産牛肉提供店を活用した仙台牛フェア等の実施	県	畜産課				
13	特用林産物放射性物質対策事業(うちきのこ生産再開促進事業) 《特用林産物生産再開支援》 特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全の確保と出荷制限等を受けている特用林産物の生産再開に向け、無汚染原木の購入・移送経費や施設転換等、特用林産物の生産再開に向けた支援を行う。 ○特用林産物生産再開促進補助(移送経費支援) ・対象団体：団体、農協等 ・対象経費：県外等の他地域から無汚染の原木・チップ等を導入する経費 ・補助率：1/2 ○特用林産物生産再開促進(施設転換) ・対象団体：団体、農協等 ・対象経費：施設栽培等に転換を希望する生産者の施設整備 ・補助率：1/2	県	林業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
14	水産都市活力強化対策支援事業 《県産水産物の販売強化》 東日本大震災によりシェアを失った本県 産水産加工品等水産物の販売を強力に推進す るため、水産都市の経済の中心である魚市場 機能の強化等による水揚げ確保と、水産物の 販売力強化を柱とした取組を支援する。 ○漁業生産強化対策 ・船上での高度衛生管理等への支援 ○魚市場水揚げ強化対策 ・魚市場における漁船誘致等への支援 ○水産加工業生産強化対策 ・「みやぎ水産の日」を軸としたPR展開 ・マーケティング調査・販売戦略構築 ○水産物販売強化対策 ・生産者による販売への支援 ・地元で買える「産直マップ」作成によるPR ・中央市場での展示会の開催	県	水産業 振興課				

2 技術支援

個別取組方針

- ◆ 市町村や生産者団体等が地域の農林水産物の安全性を確認するために行う検査体制等の整備を支援します。
- ◆ 生産物や土壌、飼料、敷料等生産用資機材の放射性物質の検査を実施するとともに、放射性物質濃度を低減するための栽培や飼育等に関する助言や指導等の技術支援を行います。
- ◆ 県内の工業製品の残留放射能を測定する技術支援を実施します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	県産農林水産物放射性物質対策事業【再掲】 《県産農林水産物の検査》 原子力災害対策特別措置法第 20 条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則って放射性物質検査を実施する。 ○検査対象：県産農林水産物 ○検査頻度：22 点程度／週 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部	県	食産業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	農産物放射能対策事業（放射性物質吸収要因解析調査） 《農産物（米、大豆、そば等）の放射性物質の吸収要因解析等》 安全・安心な農産物の生産を確保するため、農産物や農地土壌等の放射性物質濃度の測定結果をもとに、今後の営農対策等の検討に役立つデータ等を整備し、市町村等の関係機関・団体、農業者等に対し、必要な営農対策等について指導助言を行う。 ○放射性物質吸収要因解析調査 ・目的：カリ対策が必要な地域を絞り込むため、土壌中の交換性放射性セシウムの分布状況と経年変化等を調査する。 ・調査対象及び点数：県内農地土壌 500 箇所程度 ・調査機関：県農業・園芸総合研究所、県古川農業試験場 ○果樹（ブルーベリー）における放射性セシウム吸収要因の解明と吸収抑制対策技術の検討 ・目的：果実と新梢中の放射性セシウム濃度の相関、資材施用による吸収抑制効果等について検討する。 ・実施機関 県農業・園芸総合研究所	県	農産園芸環境課				
3	農産物の放射性物質吸収抑制対策【再掲】 《農地土壌からの農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援》 農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成する。 ○東日本大震災農業生産対策交付金の活用 ・事業主体：市町村、農業協同組合等 ・事業内容：カリ質肥料等の施用、反転耕、深耕等、放射性物質の移行を低減するための対策。 ・交付額：定額	県 市町村 その他	農産園芸環境課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
4	放射性物質影響調査事業（原乳、粗飼料、草地土壌等）【再掲】 《原乳、粗飼料、草地土壌等の検査》 原乳における放射性物質検査を実施し、消費者に対して安全・安心を確保するとともに、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。 ○検査対象 原乳、粗飼料、草地土壌等 ○検査頻度 原乳－県内5集乳施設×1回/2週 粗飼料、草地土壌等－随時 ○検査機器 ゲルマニウム半導体検出器、NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター、県合同庁舎、県畜産試験場 ○検査機関：民間検査機関、県農林水産部、県畜産試験場	県	畜産課				
5	草地土壌放射性物質低減対策事業【再掲】 《牧草の放射性物質低減化対策に対する支援》 暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため草地の除染作業等を実施するための支援を行う ○対象組織：市町村・農業協同組合等 ○対象経費：草地の反転耕等に要する経費 ○補助率：定額	県 その他	畜産課				
6	特用林産物放射性物質対策事業（うちきのこ生産再開促進事業）【再掲】 《特用林産物生産再開支援》 特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全の確保と出荷制限等を受けている特用林産物の生産再開に向け、無汚染原木の購入・移送経費や施設転換等、特用林産物の生産再開に向けた支援を行う。 ○特用林産物生産再開促進補助（移送経費支援） ・対象団体：団体、農協等 ・対象経費：県外等の他地域から無汚染の原木・チップ等を導入する経費 ・補助率：1／2 ○特用林産物生産再開促進（施設転換） ・対象団体：団体、農協等 ・対象経費：施設栽培等に転換を希望する生産者の施設整備 ・補助率：1／2	県	林業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
7	<u>特用林産物放射性物質対策事業（うち特用林産物流通促進事業）</u> 《特用林産物の安全・安心な生産流通システムの構築》 特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全な生産・流通システムの確保に向け、特用林産物の放射性物質に係るセミナー・講習会を開催するとともに、ほだ木等の放射性物質移行調査を行う。 ○セミナー開催 ・内 容：「栽培工程管理の実際と検査方法」 「出荷制限解除に必要な取組」 「出荷制限解除後の流通管理」 ・対 象：栽培者、出荷者、市町村等 ・講 師：大学・国等研究者 ○ほだ木等の放射性物質移行調査 ・原木の汚染状況及び萌芽枝の移行調査 ○放射性物質汚染地域における露地栽培試験 ・露地栽培の子実体濃度の検証 ○施設栽培における人工ほだ栽培試験 ・ほだ木の休養場所の検討	県	林業振興課				
8	<u>特用林産物産地再生支援事業（うち特用林産物産地環境整備事業）</u> 《特用林産物の出荷制限解除の支援》 原発事故の影響により、原木しいたけ（露地）やたけのこ等の山菜について、21市町村に対し出荷制限があり、今後は早急な出荷制限の解除が課題となっている。 そのため、生産者団体が出荷制限解除を目指して行うきのこ栽培工程管理のうち、東京電力の損害賠償対象になっていない資機材の購入経費及び人工ほだ場やビニールハウス等の施設整備を支援する。 ○資材購入 ・補助率 1/2（上限 500 千円/箇所） ○施設整備 ・補助率 1/2（上限 1,000 千円/箇所）	県	林業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
9	森林除染実証事業 《森林における測定とほだ場除染技術の実証》 森林等の除染方法については、未だ十分な知見が得られておらず、技術的に確立していない状況にあるため、森林除染の実証を行い森林除染の知見の集積を図るとともに、特用林産物の出荷制限解除に向けたほだ場等除染の効果調査を実施する。 ○森林除染実証事業実施箇所効果調査 ・既に除染した箇所(H24～26)の継続調査 ○空間放射線量と落葉・土壌のモニタリング調査 ・除染の有無にかかわらず、森林・ほだ場の空間放射線量等のモニタリングを継続 ○ほだ場・竹林除染実証事業（H24～26） ・新たにほだ場・竹林の除染を行い、除染前後の放射線量等についての調査の実施。	県	林業振興課				
10	ほだ木等原木林再生実証事業 《ほだ木等の原木林の再生に向けた実証》 ほだ木等原木林の再生と将来に向けた原木の安定供給を図るため、汚染された原木林を伐採・更新し、放射性物質の萌芽への移行について確認し、将来的に原木林として活用するための検証を行う。 ○原木等の放射性物質調査 ・堆積有機物層，土壌，原木の放射性物質濃度測定 ○原木林再生に向けた伐採作業の実施 ・更新伐採：20ha(2ha×10箇所) 等	県	林業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
11	農産物の放射性物質対策に関する技術情報 《技術情報の提供》 原発事故に起因し、県内の農地は放射性物質により影響を受けたことから、農地土壌、農産物や草地の放射性物質調査を実施するとともに、安全・安心な農産物の生産に向けて放射性物質の除染・吸収抑制対策の検討を行う。 ○農産物のモニタリング ・市町村、JAと協力し、米・麦・大豆・そば・野菜・果樹について精密検査および簡易検査を実施する。 ○農地土壌調査 ・国の指導に基づき、「定点調査ほ場」を設置、経時的に土壌中の放射性物質濃度を調査する。 ○草地の牧草検査 ・牧草等の利用自粛解除に向けて除染した牧草の放射性物質検査を実施し、利用自粛解除を行う。 ○除染・吸収抑制対策の検討 ・果樹（ブルーベリー）のポット試験により、果実への吸収要因及びカリ資材等による吸収抑制効果について、調査を行う。 ・米、大豆、そばにおいては、放射性物質吸収抑制対策として塩化カリウムの施用を支援する。 ○放射性物質や吸収抑制対策に対する理解の促進 ・農作物、土壌等における放射性物質のモニタリングと農業者に対する情報提供等を行う。	県	農業振興課 農産園芸環境課 畜産課				
12	水産物安全確保対策事業（魚市場等における検査員のスキルアップ） 《魚市場開設者等が行う自主検査への支援》 魚市場等の検査員を対象とした研修会開催等を通じ、検査員のスキルアップと意識の醸成を図る。 ○内 容：測定試料の調製、簡易測定器の取扱い等 ○対 象：魚市場等の検査員	県	水産業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	H26年度	H27年度	H28年度
13	放射線・放射能広報事業（放射能県民安心事業） 《測定方法に関する講習会の開催》 簡易型放射能測定機器に関して、市町村職員を対象とした測定方法に関する講習会を開催する。 ○対象：測定を実施する市町村職員 ○開催回数：年1回	県市町村	原子力安全対策課				
14	工業製品放射線関連風評被害対策事業【再掲】 《工業製品等の放射線量率の測定等》 震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する放射線量率などの測定を求められる事例が発生しているため、県内で生産される工業製品や食品加工品等の放射線量率などを測定し、その結果を試験等成績書として発行する。 ○測定対象：宮城県内の企業が生産する工業製品や食品加工品等 ○測定頻度：企業の測定依頼の都度実施 ○測定機器 放射線量率：NaIシンチレーションサーベイメータほか 放射能濃度：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○測定機関：県産業技術総合センター	県	新産業振興課				
15	畜産試験場家畜管理 《畜産試験場における家畜や牧草地等の管理》 畜産試験場における畜産物生産時の放射性物質汚染の拡大防止対策の実施により得られる知見等を、生産者に対する指導に利活用する。 ○牛等管理費：飼料給与法の検討 ○ほ場管理費：放射性物質の牧草への移行低減等の検討	県	畜産課				

3 情報発信等

個別取組方針**イベント等**

- ◆ 県産農林水産物等を国内外の消費者等に安心して購入してもらえるよう、新聞広告やテレビCM等の多様な広報媒体を用いて、検査結果や検査体制、生産者情報等の迅速でわかりやすい情報発信を強化するとともに、生産者団体等が行う情報発信や広報活動への支援、イベント等を実施し、理解の促進を図ります。
- ◆ 県内の観光の安全性や魅力を県内外に発信するためのキャンペーンやイベント等を実施します。

情報発信

- ◆ 各種メディアや広報紙等を利用して、県産農林水産物の検査結果や検査体制をお知らせするとともに、観光の安全性をPRします。
- ◆ 原発事故による海外からの風評を払拭するとともに、県産農林水産物や観光の安全性やその魅力をアピールするために、放射性物質の検査結果等も含めた正確な情報の発信を強化します。

その他

- ◆ 県産農林水産物や観光等の安全性や魅力などを国内外に発信し、風評の払拭に努めます。
- ◆ 諸外国における日本及び東北への渡航制限の解除や、農林水産物及び食品等の輸出品目に対する規制緩和に向けた国への働きかけを強化します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 【再掲】 《県産農林水産物等のPR》 東日本大震災により県産農林水産物等が大規模な被害を受け、原発事故の影響とみられる需要の落ち込みがみられたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、農林水産関係団体等が行う広報PR活動や海外バイヤー対応などの事業に係る経費を補助する。 ○補助事業対象団体：農業協同組合、漁業協同組合、加工組合・食品製造事業者団体、(公社)県物産振興協会、各種銘柄推進協議会等 ○補助の対象となる内容 (1) 商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR (2) メディアを活用したテレビCMや記事広告等によるPR (3) 海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組 (4) 県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組 ○補助率：補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限とする。	県	食産業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業【再掲】 《県産農林水産物等のPR》 原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る。 ○「食材王国みやぎ」魅力発信事業 ○「食材王国みやぎ」魅力体感促進事業 ○「食材王国みやぎ」PR資材整備事業 ※平成24～25年度は、「宮城県産品風評対策強化事業」、26年度からは「みやぎ県産品魅力発信事業」により実施。	県	食産業振興課				
3	特用林産物放射性物質対策事業（うち特用林産物流通促進事業）【再掲】 《特用林産物の安全・安心な生産流通システムの構築》 特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全な生産・流通システムの確保に向け、特用林産物の放射性物質に係るセミナー・講習会を開催するとともに、ほだ木等の放射性物質移行調査を行う。 ○セミナー開催 ・内 容：「栽培工程管理の実際と検査方法」 「出荷制限解除に必要な取組」 「出荷制限解除後の流通管理」 ・対 象：栽培者、出荷者、市町村等 ・講 師：大学・国等研究者 ○ほだ木等の放射性物質移行調査 ・原木の汚染状況及び萌芽枝の移行調査 ○放射性物質汚染地域における露地栽培試験 ・露地栽培の子実体濃度の検証 ○施設栽培における人工ほだ栽培試験 ・ほだ木の休養場所の検討	県	林業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
4	水産都市活力強化対策支援事業【再掲】 《県産水産物の販売強化》 震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進するため、水産都市の経済の中心である魚市場機能の強化等による水揚げ確保と、水産物の販売力強化を柱とした取組を支援する。 ○漁業生産強化対策 ・船上での高度衛生管理等への支援 ○魚市場水揚げ強化対策 ・魚市場における漁船誘致等への支援 ○水産加工業生産強化対策 ・「みやぎ水産の日」を軸としたPR展開 ・マーケティング調査・販売戦略構築 ○水産物販売強化対策 ・生産者による販売への支援 ・地元で買える「産直マップ」作成によるPR ・中央市場での展示会の開催	県	水産業振興課				
5	観光復興緊急対策事業 《観光キャラバン等の実施》 震災により県内観光に大きな影響が生じていることから、県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や誘客キャラバン等を実施する。 ○震災復興観光情報提供事業 ・内容：復旧した観光地、営業を再開した観光施設等についての正確な情報を取りまとめ、全国に発信 ・目的：誘客 ・対象：県内外の一般消費者 ・実施時期：随時、新聞や旅行雑誌等への本県記事の掲載 ○観光復興広報材作成事業 ・内容：復興した観光地や観光施設を紹介したパンフレット等を作成し、キャラバンやイベント等で全国に配布 ・目的：風評払拭 ・対象：県内外の一般消費者 ・実施時期：随時作成し、配布 ○首都圏キャラバン実施事業 ・内容：・JR主要駅におけるキャラバンの実施 ・マスコミキャラバンの実施 ・旅行会社訪問の実施 ・目的：誘客、風評払拭 ・対象：県外の一般消費者及びマスコミ、旅行会社 ○教育旅行誘致拡大事業 ・内容：関東、関西、九州地域からの教育旅行誘致のため、震災学習を含めた教育旅行の誘致を行う。	県	観光課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
6	<u>みやぎ観光復興イメージアップ事業</u> 《首都圏への本県PR》 震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図るため、JR等と連携した首都圏PRを行う。 ○JRと連携した首都圏PR事業 ・首都圏の主要駅や場所等を活用し、県の観光PRを実施する。	県	観光課				
7	<u>みやぎ復興ツーリズム推進事業</u> 《復興ツーリズムの推進》 各種事業の実施により、被災地訪問と本県観光を組み合わせた「復興ツーリズム」を推進し、観光客の誘致に取り組む。 ○観光復興緊急対策事業 ○教育旅行誘致促進事業 など	県	観光課				
8	<u>風評被害等観光客実態調査事業</u> 《アンケートや風評被害サンプル調査の実施》 観光客の動態及び県内観光事業の被害実態を把握し、風評被害の実態を検証することにより、今後の施策を検討する。 ○アンケート調査 ・回数：4回実施 ○Web アンケート及び観光情報の発信 ・関東圏、関西圏等の人々に対し Web アンケートを実施 ・アンケート対象者に対し、観光情報の発信 ○観光事業者風評被害実態調査 ・県内観光事業者に対し、サンプル調査を行う。	県	観光課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
9	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業 《誘致促進》 震災の発生以降、大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るため、観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに、安心して来県できる態勢づくりを行う。 ○誘致促進事業 ・海外における旅行博出展や旅行会社訪問等の現地プロモーションを実施。 ・宮城に招聘した国内外の旅行会社・メディア等による海外に向けての正確な情報提供 ・中国本土及び香港における東京都と連携した官民一体の現地商談会の開催 ・外務省が実施する風評払拭事業と連携した現地プロモーション ○ショッピングツーリズム環境整備促進事業 ・免税店を面として整備するため、免税手続き一括カウンター方式の導入を促進する経費の補助を行う。	県	観光課				
10	放射線・放射能広報事業（放射線等に関するセミナー・相談会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用）【再掲】 《正確な情報の発信》 県民の不安解消のため、放射線等に関するセミナー・講習会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用等により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 ○放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ・内容：放射線・放射能に関する相談への対応 ・実施時期：平成23年3月16日から ○放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ・名称：放射能情報サイトみやぎ ・内容：放射線・放射能に関する情報を一元化して発信 ・実施時期：平成23年9月28日から ○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・内容：放射線・放射能の生活環境へ与える影響などに関する分かりやすい説明と宮城県放射線技師会による放射線・放射能に関する相談会 ○みやぎ出前講座の実施 ・内容：放射線・放射能に関する基礎知識等の説明（関係する講座への派遣も含む。） ○放射線・放射能に関するパンフレットの作成 ・内容：原子力や放射線・放射能に関する広報誌やパンフレットを作成 ○県政だよりへの記事掲載	県	原子力安全対策課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
11	<u>安全・安心な観光地の周知等</u> <u>《県内観光地のPR》</u> 各種事業の実施により、震災の影響により 県内への観光を手控えている県外の観光客に 対して、正確な観光情報を広報する。 ○観光復興緊急対策事業 など	県	観光課				
12	<u>日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担 金（風評被害対策事業）</u> <u>《海外への正確な情報発信》</u> 海外ビジネスに取り組む被災事業者等の動 向を把握するとともに、日本貿易振興機構（ジ エトロ）のネットワーク等を活用し、各企業 の放射能対策の取組等について国内外に広く 情報発信することにより、海外取引等の促進 を図る。 ○宮城県貿易関係企業名簿 2016 の作成 ・海外ビジネスに取り組む被災事業者等の数や業 種、海外との取引動向等を把握するとともに、 その事業者名簿（宮城県貿易関係企業名簿 2016） を作成し、ジェトロのネットワーク等を活用し、 本県の放射能検査体制や県内の名産品を国内外 に広く広報することにより、風評被害の払拭と 海外取引等の促進を図る。	県	海外ビ ジネス 支援室				
13	<u>農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働 きかけ</u> <u>《諸外国の輸入規制緩和に向けた取組》</u> 諸外国における農林水産物の輸入規制につ いて、国に対し規制緩和に向けての働きかけ を要望するとともに、海外の見本市等におい て県産農林水産物の安全性をPRする。 ○政府要望等による国への働きかけ ○海外見本市等での県産農林水産物の安全性PR	県	食産業 振興課				
14	<u>みやぎの農産物直売所等魅力発信支援事業</u> <u>《農産物直売所等の販売促進》</u> 農産物直売所等を対象に風評被害軽減対策 を実施する。 ○農産物直売所等への周遊を促すスタンプラリー を実施するとともに、雑誌やフリーペーパーを 活用したPRなどにより、農産物直売所等への集客 及び販売額の拡大を図る。	県	農産園 芸環境 課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
15	<u>みやぎの肉用牛イメージアップ事業【再掲】</u> 《県産肉用牛等のPR》 原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。 ○県産牛肉消費拡大事業 ・観光地とホテル旅館等をタイアップした県産牛肉キャンペーン等の実施 ・首都圏の県産牛肉提供店を活用した仙台牛フェア等の実施	県	畜産課				



第4 放射線量低減化対策

1 推進体制の整備

個別取組方針

- ◆ 県の放射能対策などのあり方について、高度な専門性と技術的知見に基づく意見を県の施策等に反映させるため、「環境審議会放射能対策専門委員」を設置します。
- ◆ 市町村に対し、県として除染に関する技術的なアドバイスを行うため、除染アドバイザーを設置します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	H26年度	H27年度	H28年度
1	放射線・放射能広報事業（環境審議会放射能対策専門委員の設置） 《放射能対策専門委員の設置》 県の放射線・放射能対策に係る技術的・専門的見地からの助言を得るため、環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、その意見を県の放射線・放射能の測定及び線量低減対策に係る施策・事業に反映させる。 ○委員の委嘱：平成23年12月26日 ○委員：6人（座長：県環境審議会須藤会長） ○内容：原発事故を踏まえた宮城県内の放射線・放射能に関する測定及び線量低減対策のあり方について	県	原子力安全対策課				
2	除染対策支援事業（除染アドバイザーの設置） 《除染アドバイザーの設置》 汚染状況重点調査地域の指定市町及びそれ以外の市町村に対し、除染に関する技術的・専門的なアドバイスを行うため、除染アドバイザーを設置し、県として活用するとともに、市町村の求めに応じて派遣する。 ○人数：1名（東北大学大学院石井教授） ○委嘱期間：第1期 H24.2.22～H25.3.31 第2期 H25.4.1～H26.3.31 第3期 H26.4.1～H27.3.31 第4期 H27.4.1～H28.3.31 ○活動内容：研修会での講演、検討会での助言、除染技術に対する指導など	県	原子力安全対策課				

2 市町村が行う除染への支援

個別取組方針

- ◆ 汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染の推進を支援するため、県の関係職員で構成する除染支援チームを派遣します。
- ◆ 汚染状況重点調査地域の市町が除染対策を推進するにあたり、県と市町が相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、今後の円滑な除染の実施につなげるため、除染対策連絡調整会議の設置を通じて支援します。
- ◆ 汚染状況重点調査地域における除染対策やそれ以外のマイクロホットスポット対策を円滑に推進するため、市町村の職員に対し研修会を開催します。
- ◆ マイクロホットスポットに対する線量低減のためのパンフレット（平成23年度の作成）の活用や職員の派遣など、引き続き汚染状況重点調査地域以外の市町村に対する支援を行います。
- ◆ 汚染状況重点調査地域以外の市町村において、マイクロホットスポット対策を講ずるため、精密な測定ができる機器を、引き続き貸与します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	除染対策支援事業（除染支援チームの派遣） 《除染支援チームの派遣》 汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染推進を支援するため、県の関係職員で除染支援チームを編成し、市町に派遣する。 ○派遣市町：指定8市町（白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町） ※石巻市は、平成25年6月25日に指定解除。 ○活動内容：除染実施計画の変更に係る助言、住民説明会参加、国との連絡調整など ○スケジュール：各市町の要請に基づき派遣	県	原子力安全対策課				
2	除染対策支援事業（除染対策連絡調整会議の設置） 《除染対策連絡調整会議の設置》 県及び指定市町で構成する「除染対策連絡調整会議」を設置し、相互に情報を共有しながら共通する課題を検討することにより、円滑な除染の実施を支援する。 ○設置：平成23年12月26日 ○構成員：副知事、各指定市町の長ほか（副知事座長）	県	原子力安全対策課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
3	<u>除染対策支援事業（市町村職員向け講習会の開催・職員、除染アドバイザーの派遣）</u> 《市町村職員向け講習会の開催》 汚染状況重点調査地域の指定市町及びそれ以外の市町村の職員に対し、放射線・放射能に関する基本的事項や除染の技術的事項などについての講習会を必要に応じて開催する。 《職員、除染アドバイザーの派遣》 市町村の円滑な線量低減対策の実施と県民の不安払拭のため、平成 23 年度に作成した「身のまわりの放射線量を減らす工夫」のパンフレットを活用するとともに、市町村の求めに応じて職員や除染アドバイザーを派遣し、職員研修会での講師や技術的助言を行う。	県	原子力安全対策課				
4	<u>除染対策支援事業（測定機器の貸与等）</u> 《測定機器の貸与等》 汚染状況重点調査地域外のマイクロホットスポット対策として、平成 24 年度に調達した Na I シンチレーションサーベイメータを市町村に貸与し、住民からの通報に基づく調査や、計画的調査への活用を促す。	県	原子力安全対策課				

3 県有施設等の除染

個別取組方針

- ◆ 放射線の影響を低減させ不安を払拭するため、県有施設等の除染を行います。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	除染対策支援事業（県有施設等の除染事業） 《県有施設等の除染等》 事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減させるため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域指定市町が策定した除染実施計画において、除染対象施設として位置付けられた県有施設等の除染を行う。 ○除染対象：県有施設等（道路） ※県立学校等は実施済み ○除染方法：草木除去，側溝の清掃，路面洗浄 等 ○除染の時期：指定市町の除染実施計画による。	県	道路課				

第5 汚染物・廃棄物の処理

個別取組方針

- ◆ 放射性物質が含まれた廃棄物等について、適切な対応がなされるよう、関係機関との調整等を行います。
- ◆ 自圏域で排出された一般廃棄物であって放射性物質により汚染されたおそれのあるものについては、安全性に配慮した上で、市町村における一般廃棄物の処理の実施に関し、国の方針や有識者の見解を踏まえ、市町村等との調整・市町村等への支援を行います。
- ◆ 汚染稲わらについては、最終処分方法が決まるまでの間、市町村や関係団体の協力を得て引き続き利用停止と隔離一時保管を指導するとともに、指定廃棄物への指定による国主体の処理を求めています。また、堆肥について、最終処分方法が決まるまでの間、農家等で適切に一時保管するよう助言・指導をしていきます。
- ◆ 浄水発生土については、8,000Bq/kg以下のものについては、管理型処分場への埋立が進むよう市町村等に助言・支援を行うとともに、8,000Bq/kgを超えるものは国が主体的に速やかに責任を持って処理するよう求めています。併せて、廃棄物処理事業者が適切に受け入れることができるよう、調整していきます。下水汚泥は、8,000Bq/kg以下のものは適切な処分を行うよう、調整を継続します。
- ◆ 東日本大震災により発生した災害廃棄物については、今後、放射性物質の濃度に応じ、国の指示内容も踏まえて、適切に処理を進めていきます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	放射性物質汚染廃棄物処理促進事業（廃棄物 処理施設等監視指導費） 《廃棄物の適切な処理の促進》 放射性物質で汚染された廃棄物について、 国から示される指定廃棄物の処理方針等を踏 まえ、国、市町村等と協議しながら、一体と なって適切な処理の促進を図る。 ○国、市町村等と協議する場の設定 ○国との調整 ・国の責務として処理される指定廃棄物に係る基 礎調査 等への協力 ・地元説明会開催に関する協力 ○円滑な処理に係る市町村等との調整・市町村等 への支援 ・放射性物質汚染廃棄物処理促進チームによる庁内 関係課が一体となった支援 ・実施主体となる市町村等の要望聴取 ・先行県の視察を通じた理解の向上 ・市町村等が策定する処理計画への技術的助言 ・住民説明会等への積極的な関与 ・産業廃棄物処理業者の理解の促進 ・地域住民に対する処理状況の情報発信への支援 ○庁内他部局との調整	国 県 市町村 その他	循環型 社会推 進課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	給与自肅牧草等処理円滑化事業 《汚染牧草等の一時保管施設管理》 放射性物質に汚染され利用できなくなった稲わら等の一時保管施設の適切な管理等を実施する。 ○保管対象：稲わら等 ○実施内容：稲わら等の一時保管施設の適正管理を実施する。	県 市町村 その他	畜産課				
3	企業局における浄水発生土管理等事業 《浄水発生土の保管・管理・搬出》 放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う。 ○対象事業： 大崎及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業 仙塩、仙台圏及び仙台北部工業用水道事業 ○内容：(8,000Bq/kg 以下) 関係者と連携を図り適切に、保管・処分を行う。 (8,000Bq/kg を超えるもの(指定廃棄物)) 国の指導の下、処理施設ができるまで、適切に保管する。	県	水道経営管理室				
4	下水污泥焼却灰等保管・管理業務 《下水污泥焼却灰等の保管・管理・搬出》 放射性物質を含む下水污泥焼却灰及び污泥燃料化物の保管・管理・搬出業務を適切に行う。 ○対象：仙塩浄化センター：下水污泥焼却灰 県南浄化センター：污泥燃料化物 ○内容：100Bq/kg 超 8,000Bq/kg 以下のものについて、関係者と連携して保管・処分等の管理を適正に行い、安定した施設の運転を図る。	県	下水道課				
5	公共下水污泥適正処理指導事業 《下水污泥処理の指導・助言》 市町村が管理する公共下水道について、下水污泥の放射能測定結果に応じ、適切な処理を推進するよう指導・助言を行う。	県	下水道課				

第6 損害への対応

個別取組方針

- ◆ 中間指針で示されていない損害について、実際の被害との乖離を検討した上で、救済漏れのないよう対応します。
- ◆ 県民会議を通じて、各関係団体や市町村に対し放射能汚染や風評による被害状況に関する調査やヒアリング等を実施するとともに、県内の放射能汚染や風評による被害に関する認識を共有し、県内の関係機関・団体や庁内の関係部局が横断的に連携しながら対応していきます。
- ◆ 生産者や事業者への損害賠償が進むよう、関係団体の賠償請求に係る協議会や東京電力との協議の場に参加し、必要な助言や資料の提供などの支援を行います。
- ◆ 県民個人や団体等に属さない事業者における被害についての研修会・相談会を開催するなど、被害者のニーズや課題の把握にきめ細かに対応します。
- ◆ 東京電力との交渉が難航している事業者等には、研修会・相談会等を通じて原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立を促していきます。
- ◆ 原発事故による被害者を全員救済するとともに、完全な賠償が履行されるよう、しっかりとしたサポート体制を構築していきます。
- ◆ 中間指針第3次追補に追加された損害を含め、すべての損害について、東京電力に対して迅速かつ十分な賠償を行うよう強く求めています。
- ◆ 県及び市町村等の被害対策経費については、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう強く働きかけていくとともに、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する制度を創設するよう求めています。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	<u>みやぎ県民会議運営事業</u> 《みやぎ県民会議等の開催・運営》 原発事故被害に対応するため、みやぎ県民会議において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、民間事業者等が行う東京電力への損害賠償請求等に対し、圏域単位での研修会の開催や電話相談等を通じてきめ細かな支援を行う。 ○構成員：各市町村、事業者・消費者等の団体、有識者 ○平成27年度予定：平成28年3月（幹事会） ○内容：実施計画に基づく平成28年度事業、福島第一原発事故対応の状況（東京電力）等を予定	県	原子力安全対策課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	<u>民間事業者等に対する損害賠償請求支援</u> 《研修会、個別相談会等の開催等》 損害賠償請求に関する様々な問題点を解決し、被害者の損害賠償請求が円滑かつ実効的に進むようにするため、生産者や事業者、各業種団体や市町村等における取り組みに対してきめ細やかな支援を行うとともに、国や東京電力に対する要望・要請活動を実施する。 ○説明会、研修会、個別相談会等の開催 ・東京電力の賠償基準に関する説明会、損害賠償の基礎知識や事例についての研修会及び弁護士による個別相談会等の開催。 ○電話相談等の実施 ・電話や来庁による相談内容に応じて、今後の対応等について適切に助言。 ○被害実態調査の実施 ・事業者等に対する被害実態調査やアンケート等の実施。 ○関係団体の協議会等、東京電力との協議の場への参加 ・被害実態調査結果など、損害立証のためのデータ提供及び東京電力との交渉に関する助言。 ○要望・要請活動の実施 ・国と東京電力に対する要望・要請活動の実施。 ○各種媒体を活用した情報等の周知・広報 ・ホームページや広報誌、報道等を活用した原発事故の損害賠償に関する情報及び県の支援内容の積極的な周知・広報。	県	原子力安全対策課 関係課				

第7 正しい知識の普及・啓発

個別取組方針

- ◆ 県の各種広報媒体の活用や報道機関との連携により、放射線等の測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速かつ分かりやすく提供します。
- ◆ 県民会議を通じた意見やアンケート調査等により、県民が不安を感じる理由や求めている情報のほか、放射線等の影響による風評に起因する損害の現状を正確に把握するなど、きめ細かな情報収集に努めます。
- ◆ 放射線等に関するセミナー・講演会の開催や出前講座の拡充等により、正しい知識の普及・啓発に努めます。また、放射線等に関する総合的な相談窓口の開設や県民からの相談を受け付ける相談会の開催等により、県民の放射線等に対する正しい理解を深め、不安の解消に努めます。
- ◆ 風評を払拭するため、各種広報媒体やイベント等を活用し、宮城県内及び宮城県産の農林水産物や工業製品等の安全性を国内外にPRしていきます。
- ◆ 県民からの相談に充分に対応するため、自治体や団体等の職員を対象とした研修会等を開催し、放射線等に関する正しい知識の習得による資質の向上を図ります。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1	<u>放射線・放射能広報事業（放射線等に関するセミナー・相談会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用）【再掲】</u> <u>《正確な情報の発信》</u> 県民の不安解消のため、放射線等に関するセミナー・講習会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用等により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 ○放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ・内容：放射線・放射能に関する相談への対応 ・実施時期：平成23年3月16日から ○放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ・名称：放射能情報サイトみやぎ ・内容：放射線・放射能に関する情報を一元化して発信 ・実施時期：平成23年9月28日から ○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・内容：放射線・放射能の生活環境へ与える影響などに関する分かりやすい説明と宮城県放射線技師会による放射線・放射能に関する相談会 ○みやぎ出前講座の実施 ・内容：放射線・放射能に関する基礎知識等の説明（関係する講座への派遣も含む。） ○放射線・放射能に関するパンフレットの作成 ・内容：原子力や放射線・放射能に関する広報誌やパンフレットを作成 ○県政だよりへの記事掲載	県	原子力 安全対 策課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
2	みやぎ県民会議運営事業【再掲】 《みやぎ県民会議等の開催・運営》 原発事故被害に対応するため、みやぎ県民会議において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、民間事業者等が行う東京電力への損害賠償請求等に対し、圏域単位での研修会の開催や電話相談等を通じてきめ細かな支援を行う。 ○構成員：各市町村、事業者・消費者等の団体、有識者 ○平成27年度予定：平成28年3月（幹事会） ○内容：実施計画に基づく平成28年度事業、福島第一原発事故対応の状況（東京電力）等を予定	県	原子力安全対策課				
3	民間事業者等に対する損害賠償請求支援【再掲】 《研修会、個別相談会等の開催等》 損害賠償請求に関する様々な問題点を解決し、被害者の損害賠償請求が円滑かつ実効的に進むようにするため、生産者や事業者、各業種団体や市町村等における取り組みに対してきめ細やかな支援を行うとともに、国や東京電力に対する要望・要請活動を実施する。 ○説明会、研修会、個別相談会等の開催 - 東京電力の賠償基準に関する説明会、損害賠償の基礎知識や事例についての研修会及び弁護士による個別相談会等の開催。 ○電話相談等の実施 - 電話や来庁による相談内容に応じて、今後の対応等について適切に助言。 ○被害実態調査の実施 - 事業者等に対する被害実態調査やアンケート等の実施。 ○関係団体の協議会等、東京電力との協議の場への参加 - 被害実態調査結果など、損害立証のためのデータ提供及び東京電力との交渉に関する助言。 ○要望・要請活動の実施 - 国と東京電力に対する要望・要請活動の実施。 ○各種媒体を活用した情報等の周知・広報 - ホームページや広報誌、報道等を活用した原発事故の損害賠償に関する情報及び県の支援内容の積極的な周知・広報。	県	原子力安全対策課 関係課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
4	観光復興緊急対策事業【再掲】 《観光キャラバン等の実施》 震災により県内観光に大きな影響が生じていることから、県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や誘客キャラバン等を実施する。 ○震災復興観光情報提供事業 ・内容：復旧した観光地、営業を再開した観光施設等についての正確な情報を取りまとめ、全国に発信 ・目的：誘客 ・対象：県内外の一般消費者 ・実施時期：随時、新聞や旅行雑誌等への本県記事の掲載 ○観光復興広報材作成事業 ・内容：復興した観光地や観光施設を紹介したパンフレット等を作成し、キャラバンやイベント等で全国に配布 ・目的：風評払拭 ・対象：県内外の一般消費者 ・実施時期：随時作成し、配布 ○首都圏キャラバン実施事業 ・内容：・ JR 主要駅におけるキャラバンの実施 ・マスコミキャラバンの実施 ・旅行会社訪問の実施 ・目的：誘客、風評払拭 ・対象：県外の一般消費者及びマスコミ、旅行会社 ○教育旅行誘致拡大事業 ・内容：関東、関西、九州地域からの教育旅行誘致のため、震災学習を含めた教育旅行の誘致を行う。	県	観光課				
5	みやぎ観光復興イメージアップ事業【再掲】 《首都圏への本県PR》 震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図るため、JR等と連携した首都圏PRを行う。 ○JRと連携した首都圏PR事業 ・首都圏の主要駅や場所等を活用し、県の観光PRを実施する。	県	観光課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
6	<u>みやぎ復興ツーリズム推進事業【再掲】</u> 《復興ツーリズムの推進》 各種事業の実施により、被災地訪問と本県観光を組み合わせた「復興ツーリズム」を推進し、観光客の誘致に取り組む。 ○観光復興緊急対策事業 ○教育旅行誘致促進事業 など	県	観光課				
7	<u>県産農林水産物等イメージアップ推進事業【再掲】</u> 《県産農林水産物等のPR》 東日本大震災により県産農林水産物等が大規模な被害を受け、原発事故の影響とみられる需要の落ち込みがみられたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、農林水産関係団体等が行う広報PR活動や海外バイヤー対応などの事業に係る経費を補助する。 ○補助事業対象団体：農協、漁協、加工組合・食品製造事業者団体、(公社)県物産振興協会、各種銘柄推進協議会等 ○補助の対象となる内容 (1)商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR (2)メディアを活用したテレビCMや記事広告等によるPR (3)海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組 (4)県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組 ○補助率：補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限とする。	県	食産業振興課				
8	<u>「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業【再掲】</u> 《県産農林水産物等のPR》 原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る。 ○「食材王国みやぎ」魅力発信事業 ○「食材王国みやぎ」魅力体感促進事業 ○「食材王国みやぎ」PR資材整備事業 ※平成24～25年度は、「宮城県産品風評対策強化事業」、26年度からは「みやぎ県産品魅力発信事業」により実施。	県	食産業振興課				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担当 課室	実施年度			
				1 期	H26 年度	H27 年度	H28 年度
9	みやぎの肉用牛イメージアップ事業【再掲】 《県産肉用牛等のPR》 原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。 ○県産牛肉消費拡大事業 ・観光地とホテル旅館等をタイアップした県産牛肉キャンペーン等の実施 ・首都圏の県産牛肉提供店を活用した仙台牛フェア一等の実施	県	畜産課				
10	子どもたちに対する放射線に関する指導 《副読本を活用した指導》 副読本（文部科学省作成）を活用し、学校において児童・生徒の放射線に関する正しい知識を養う。 ○対象者 各学校の児童・生徒 ○内容 副読本（文部科学省作成）を活用しての放射線に関する授業の実施	県 市町村	義務教育課 高校教育課				
11	教職員等を対象とした研修会の開催 《教職員向け研修会の開催》 教職員等が放射線・放射能に関する正しい知識を身につけるための研修会を実施する。 ※（4）に示した研修会等の中の1講座として実施する。 (1) 開催予定 年間1回程度 (2) 内容 放射線・放射能に関する有識者からの講義等 (3) 対象者 小・中・高・特別支援学校等の教職員及び保護者 (4) 実施する研修会等 ・宮城県学校給食研究協議会	県	原子力安全対策課 スポーツ健康課				

**東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画
(第2期：平成26年度～平成28年度)**

平成28年3月22日

宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2340

FAX：022-211-2695



宮 城 県